

高齢者施設等管理者 様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症の感染まん延期の施設等におけるご対応について

日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大の継続により病床が極めてひっ迫し、救急搬送困難事案も依然増加するなど、医療提供体制が非常に厳しい状況にあることから、「医療非常事態宣言」を発出し、一般医療を一部制限のうえ患者受入の要請を行うなど、医療提供体制の確保に努めているところです。高齢者施設等におけるクラスターも連日、数多く発生しており、施設内で療養される陽性者も多数おられる中、施設内で陽性者が発生した場合の早期の適切な対応が重要となっております。

つきましては、貴施設で新型コロナウイルス感染症が発生した際の利用者等の重症化を防ぐとともに、コロナ患者の治療機会を最大限確保するため、下記のことについてご理解の上、ご協力をお願いいたします。これまでも多大なご協力をいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の新たな局面を乗り越えるため、改めてお願い申し上げます。

記

1 高齢者施設等における入院・療養の考え方（第六波におけるオミクロン株感染まん延期の対応）について

- (1) 府においては、「入院・療養の考え方」として、患者への治療機会を最大限確保するため、重症度分類が中等症以上、または、65歳以上の高齢者及び重症化リスクがあり発熱が続くなど中等症への移行が懸念される方（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く）等を入院対象としています（令和4年1月25日大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会で同意）。

施設において陽性者が発生した場合でも、上記に基づき対応し、中等症以上や、症状が続き中等症への移行が懸念される方は原則入院療養の対象とし、症状や施設の状況を勘案して医療需要の高い方から優先的に入院調整いたします（対象に該当しても、病床のひっ迫状況などによりやむを得ず施設内療養をお願いする場合があります。）。また、ADL（日常生活動作）が自立している方は宿泊療養の対象となります。※施設の状況：施設形態、常勤医師等の配置状況、法人内での支援の有無など

- (2) 入院治療はコロナ治療を目的とする方を対象といたします。コロナ患者の治療機会を最大限確保するため、コロナ治療を終え症状が安定し入院での医療が不要となった場合は療養期間中であっても退院し、診療型宿泊療養施設の活用や、高齢者施設等での療養を検討いたします。

- (3) 施設内療養を行う場合は、施設において配置医師や連携医療機関等との連携に加え、保健所や府・市町村、地域のネットワークによる支援を実施いたします。別添資料に記載の、地域の中核的な医療機関による感染制御等に対する助言や、施設への往診可能な医療機関（2月8日現在38医療機関）による抗体治療・経口治療薬の投与などの支援が可能です。その他、府や市町村による支援も行っておりますので、必要時にご相談をお願いいたします。

2 施設内療養を行う場合の支援について

病床ひっ迫等により、施設内療養を行う高齢者施設等に対して、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、施設において必要となるかかり増し費用に対し、施設内療養者1名につき、15万円（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助）の補助制度（サービス提供体制確保事業（かかり増し経費補助））がございます。

補助を希望される場合はお問い合わせください。

3 高齢者施設等における面会等の実施について

高齢者施設等における面会等の実施については、令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡に基づきご対応いただいているところですが、現在、大阪府においては上記のとおり感染がまん延し医療提供体制も極めてひっ迫している状況であるため、面会の実施の検討にあたっては、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮しながら、慎重に検討し、実施する場合においても十分な感染防止対策をとるようお願いいたします。

【問合せ先】

- ・「患者の入院・療養」に関すること、
「高齢者・障がい者施設等におけるクラスターへの対応」に関すること
各管轄保健所にご連絡ください
- ・「高齢者施設等における感染拡大防止」「施設における面会」に関すること
介護事業者課 施設指導グループ 電話：06-6944-7106（直通）
居宅グループ 電話：06-6944-7099（直通）
- ・「サービス提供体制確保事業（かかり増し経費補助）」に関すること
介護事業者課 感染症対策チーム 電話：06-4397-3342（直通）
- ・「感染拡大防止の支援」に関すること（発生時の専門職による助言等）
感染症対策企画課 個別事象対応グループ 電話：06-6944-9157（直通）
（※陽性患者発生時の対応は、各管轄保健所に連絡ください。）
- ・「施設への往診医療機関」「抗体治療医療機関（往診、診療所外来）」に関すること
感染症対策支援課 病院支援第一グループ 電話：06-4397-3243（直通）
- ・「抗体治療医療機関（病院外来）」に関すること
保健医療企画課 計画推進グループ 電話：06-6944-6028（直通）